

# しらかわプライド醸成事業 業務委託公募型プロポーザル審査募集要領

## 1 事業の目的

県南地域においては、人口減少や若年層の県外流出が続いており、将来の地域を担う人材の確保や、地域への関心・愛着の醸成が大きな課題となっている。こうした中、進学や就職等を機に地域を離れる若年層が見られ、地域や地元企業について知る機会が限られていることから、将来にわたって県南地域を身近な存在として捉えるきっかけづくりが求められている。

また、県南地域には製造業をはじめとする多様な企業や地域資源が集積しており、地域の産業や暮らしの中には、地域ならではの魅力や特色が存在している。しかしながら、こうした魅力や実情については、必ずしも地域内の若年層に十分に伝わっているとは言い難い状況にある。

そこで、本事業では、県南地域の魅力や課題、地域資源について主体的に考えるワークショップを実施するとともに、地元企業の仕事体験ツアー及び地元企業訪問を実施し、地域や企業、仕事の実情に直接触れる機会を創出することで、参加者が県南地域の魅力や特色、地域を支える企業や仕事への理解・関心を深めるとともに、地域との関わり方や自身の将来について考えるきっかけとし、将来にわたって県南地域を選択肢の一つとして捉えてもらうことを目的とする。

## 2 業務委託概要

### (1) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月23日（火）まで

### (2) 見積限度額

6,530,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

## 3 委託内容

別紙仕様書（案）のとおり

## 4 企画提案書の審査及び委託候補者の選定方法

### (1) 選定方式：公募型企画プロポーザル方式

#### ア 書面審査（1次審査）

- ・期限までに提出のあった企画提案書について書面審査を行い、2次審査におけるプレゼンテーション対象者（上位3社程度）を選定する。

ただし、各社から参加表明書の提出を受け、参加資格確認の結果、参加者が3社程度の場合は、書面審査（1次審査）の実施を省略し、下記の2次審査へ移行するものとする。

#### イ プレゼンテーション審査（2次審査）

- ・1次審査で選定された対象者から、提出書類等によるプレゼンテーションを受けて、本業務に最も優れた提案者を選定する。

### (2) 企画提案書に盛り込む内容

- ア 仕様書（案）「5 委託業務の内容」に係る具体的な企画内容及びスキーム
- イ 業務実施体制
  - ・責任者、人員配置計画、役割分担、連絡体制等、過去の実績（県事業や類似事業など）等。
- ウ 業務実施スケジュール
  - ・想定される年度スケジュールを表形式で示すこと。
- エ 費用見積書
  - ・委託内容の費目ごとの内訳が分かるように記載し、費用の総額について見積もること。

## 5 プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 本事業の目的に沿った企画等を実施できる法人格を持つ団体であること。
- (2) 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、又はその支店又は若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (7) プロポーザル実施日前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (8) 都道府県税を滞納している者でないこと。
- (9) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (10) 関係法令の手續等を遵守していること。
- (11) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- (12) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

## 6 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年2月17日(火)
質問受付	令和8年2月17日(火)～2月25日(水)
質問回答	令和8年2月27日(金)17時まで
参加表明書提出期限	令和8年3月2日(月)17時まで
参加資格審査結果通知	令和8年3月3日(火)以降
企画提案書提出期限	令和8年3月6日(金)17時まで
書面審査(1次)の実施・結果の通知	令和8年3月11日(水)17時まで
プレゼンテーションの実施	令和8年3月17日(火)
審査結果発表及び通知	令和8年3月19日(木)以降
契約締結	令和8年4月1日(水)以降(予定)

## 7 質問書の受付

### (1) 受付期間

令和8年2月17日(火)～令和8年2月25日(水)17時(必着)まで

### (2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、メールまたはFAXで、事務局へ提出してください。電話による質問には応じません。

※必ず着信確認を行うこと。

### (3) 提出先

下記14のとおり

### (4) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年2月27日(金)17時までに県南地方振興局ホームページに掲載します。

なお、質問社名は公表しません。

## 8 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）を下記期限までに提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

### (1) 提出期限

令和8年3月2日（月）17時まで（必着）

### (2) 提出方法

持参、郵送又はFAXとします。

※持参による提出の受付時間は以下のとおりとします。

月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時

※郵送の場合は、令和8年3月2日（月）必着で送付してください。到着しない場合、特に瑕疵を伴わない事情を除き、受け付けません。

※FAXの場合は、必ず着信確認を行うこと。

### (3) 提出先

下記14のとおり

## 9 参加資格の審査

プロポーザル参加予定者の参加資格要件の適否を確認後、令和8年3月3日（火）以降に「参加資格確認通知書（第3号様式）」により通知します。

なお、上記4（1）アの書面審査（1次審査）の実施を省略する場合は、その旨も併せて通知します。

## 10 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）の提出を行った上で、企画提案書等を下記期限までに提出してください。

### (1) 提出期限

令和8年3月6日（金）17時まで（必着）

### (2) 提出方法

郵送又は持参とします。

※郵送の場合は、令和8年3月6日（金）必着で送付してください。到着しない場合、特に瑕疵を伴わない事情を除き、受け付けません。

※持参による提出の受付時間は以下のとおりとします。

月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時

### (3) 提出先

下記14のとおり

### (4) 提出書類

- ア 企画提案書 8部 任意様式 (A4判)
- ※仕様書(案)に対応する提案内容及び見積(総額及び内訳)、スケジュール、実施体制について、必ず盛り込むこと。
- イ 会社概要 1部 第4号様式
- ウ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書 1部 第5号様式

## 11 プレゼンテーション審査(2次審査)

### (1) 審査会

- ア 開催日時 令和8年3月17日(火) 予定
  - ※プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とします。詳細な時間は、参加者が決定次第、通知します。
- イ 開催方法
  - ・オンライン(ZOOM)により実施します。
  - ・出席者は、1社2名以内とします。
  - ・内容は、企画提案書の説明、審査委員からの質疑とします。
  - ・説明時間は15分、質疑時間は約10分、計25分程度を予定しています。

### (2) 審査方法

各社からの企画提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者(単独随意契約の予定者)を選定します。(審査基準は次のとおり)

### (3) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準	評価得点	
企画提案内容				
実施方針 (業務理解)	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的や業務内容を理解しているか。</li> <li>・仕様書等の内容を満たしているか。</li> </ul>	1・2・3・4・5	×2
企画提案 (ワークショップの開催)	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップの目的や参加者構成を踏まえ、テーマや内容の設定も含め、効果的な運営となるよう工夫されているか。</li> <li>・フィールドワークの候補先について、地域の特色や課題を考える上で参考となる先進的な取り組みが見込まれる内容となっているか。</li> <li>・参加者の確保に向けた手法について、想定する対象に応じた具体的な取り組みが示されているか。</li> </ul>	1・2・3・4・5	×3
企画提案 (地元企業)	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体験ツアーの内容について、対象となる参加者を踏まえ、県南地</li> </ul>	1・2・3・4・5	×3

審査項目	配点	評価基準	評価得点	
企画提案内容				
の仕事体験ツアー)		域の企業の魅力を実感できるよう工夫されているか。 ・体験コンテンツの内容について、地域資源を活用し、参加者にとって魅力ある内容となっているか。 ・参加者の確保に向けた手法について、想定する対象に応じた具体的な取り組みが示されているか。		
企画提案 (高校生の地元企業訪問)	15	・企業訪問の内容について、対象とする高校生を踏まえ、県南地域の企業や仕事が将来の進路や働き方の選択肢として捉えられるよう工夫されているか。 ・座談会等の実施内容について、高校生が企業やそこで働く人の考え方や働き方に触れ、将来を考えるきっかけづくりに寄与する内容となっているか。 ・参加者の確保に向けた手法について、想定する対象に応じた具体的な取り組みが示されているか。	1・2・3・4・5	×3
企画提案 (具体・実現性)	10	・具体的で、実現性の高い提案となっているか。	1・2・3・4・5	×2
企画提案 (独創性)	10	・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか。	1・2・3・4・5	×2
業務遂行能力等				
業務体制	10	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	1・2・3・4・5	×2
スケジュール	5	・業務を円滑に実施できる計画であるか。 ・進行管理体制は適切か。	1・2・3・4・5	×1
業務実績	5	・本事業と類似の業務の受注実績があるか。	1・2・3・4・5	×1
事務経費	5	・業務経費は適正であるか。	1・2・3・4・5	×1
加点措置	5	・適切な価格転嫁に係るパートナーシップ構築宣言を行い、公表さ	0・5	×1

審査項目	配点	評価基準	評価得点
企画提案内容			
		れているか。	
合計	105		

※ 適切な価格転嫁に係るパートナーシップ構築宣言の詳細については、以下の URL、または二次元コードをご参照ください。

▶<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/partnership.html>



#### (4) 評価方法

- ・審査項目毎に評価点を付します。
- ・評価基準は以下のとおりとします。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

※ 参加表明書提出時点で、適切な価格転嫁に係るパートナーシップ構築宣言を行い、公表（「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上（<https://www.biz-partnership.jp/list.php>））されている場合は5点の加点措置を行います。

#### (5) 業務委託予定者の選定

- ① 各審査委員が評価点の合計得点を算出します。
- ② 審査票の合計得点により、審査委員ごとに事業者の順位を決定します。
- ③ 各審査委員の順位の平均が最も上位の者<sup>\*</sup>を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点（加点措置分の点数を除く）の平均が7割以上であることを条件とします。

※ 順位の平均が同率となった場合は、各審査委員の評価点の合計得点を比較し、合計得点が高い事業者を上位とします。なお、合計得点も同点の場合は、当該事業者の評価に関して審査委員で協議の上、最終的な順位を決定します。

#### (6) 審査結果の通知・公表等

##### ア 審査結果

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、業務委託予定者名を県南地方振興局ホームページにて公表します。

##### イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、選定されなかった理由をその通知の日の翌日から起算して2週間以内に審査結果開示請求書（第6号様式）を事務局に提出することにより求めることができます。

また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10

日以内に通知します。

なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とします。

## 12 契約等

### (1) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、具体的な手法については、業務委託予定者の選定後、企画提案書の提案内容を反映して決定し、仕様書を作成します。

### (2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

### (3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

### (4) 権利

本成果品の著作権は、福島県に帰属します。

### (5) その他

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

なお、本事業は、福島県議会令和8年2月定例会において当初予算として審議され、県議会の議決を得られない場合は事業を実施しませんので、御了承願います。

## 13 企画提案書等の提出に際しての留意事項

### (1) 企画提案書の失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

イ 参加資格がない者が提出した企画提案書

ウ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

エ 審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

### (2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

**(3) 辞退**

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

**(4) 費用負担**

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

**(5) その他**

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

**14 事務局・書類提出先**

福島県県南地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課

担当：石橋

住所 〒961-0971 福島県白河市昭和町269

電話 0248(23)1546 FAX 0248(23)1509

Mail kennan.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp

【参考】地方自治法施行令第167条の4より抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。